

## 第5 外部監査

### 1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

令和5年度は個別外部監査は実施されていません。

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務監査</li> <li>・財政的援助団体等に対する監査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求</li> <li>・議会からの事務監査請求</li> <li>・知事からの事務監査要求</li> <li>・知事からの財政的援助団体等の監査要求</li> <li>・住民からの住民監査請求</li> </ul>
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人（弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士）	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査</li> <li>・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査</li> <li>・守秘義務</li> <li>・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。）</li> </ul>	

## 2 監査実施状況

包括外部監査は、監査委員の監査に加えて、知事が起用した弁護士、公認会計士、税理士などの「外部監査人」が監査を行うことで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとした監査制度であり、本県では経営管理部が所管しています。

本監査は、公認会計士等と外部監査契約を締結の後、毎会計年度、外部監査人が特定のテーマを決めて実施されています。

### <令和5年度の実績>

項目	内容
外部監査人	公認会計士 加山 秀剛
補助者	5名（公認会計士4名、弁護士1名）
テーマ	観光に関する施策の財務事務の執行について
テーマの選定理由	<p>観光は、地方創生のための重要な施策の一つであると考えます。静岡県においても、県の総合計画である「新ビジョン」の中で、政策の柱の一つに観光交流の拡大を挙げている。</p> <p>また、産業としての観光は、製造業などに比べて、小規模な事業者が多く、交通や観光施設などの公共的なインフラへの依存も大きいことから、官民一体による観光拠点づくりが必要であり、県に求められる役割や県への期待も大きい。</p> <p>一方、観光は、新型コロナウイルスの感染拡大によって最も大きな打撃を受けた産業分野の一つである。ウィズコロナからアフターコロナに変わりつつある中で、いかに早く、コロナ前の状態に戻し、更なる成長・発展につなげていけるかが、その地域の今後の経済発展にも大きく影響すると思われる。</p> <p>静岡県では、令和3年度から4年度にかけて、県の総合計画である「新ビジョン」が、「基本計画」から「後期アクションプラン」に切り替わっている。このタイミングに、県がどのように観光に関する計画を見直したのかを確認し、新計画初年度である令和4年度の施策の実行状況を検証することは、今後の静岡県の成長発展を考える上で重要ではないかと考える。</p> <p>上記を鑑み、観光に関する施策について、包括外部監査人の立場から、合规性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。</p>
監査対象とする事業	<p>観光に関する施策を所管しているスポーツ・文化観光部の令和4年度の事業から特に金額基準等は設けず、観光関連の事業を監査対象とした。</p> <p>観光に関する事業は、基本的に観光交流局（観光政策課、観光振興課）が所管している。令和4年度の「全事業一覧」（県が作成した内部管理資料）の観光交流局の所管事業のうち、他の部局が執行している1事業を除外し、それ以外の事業を監査対象とした。また、空港振興局に対するヒアリングを基</p>

に、空港振興局の所管事業から観光客の誘致活動に関連する内容を含んでい  
る事業を2件選定した（下表のNo.22、23）。

（単位:千円）

No	事業名	担当課名	令和4年度 当初予算額
01	観光施策推進費	観光政策課 観光振興課	29,266
02	観光施設整備事業費	観光政策課	1,100,000
03	おもてなし推進事業費	観光政策課 観光振興課	22,600
04	グリーン・ツーリズム推進事業費	観光政策課	5,200
05	ブラサヴェルデ管理運営事業費	観光政策課	60,700
06	伊豆半島ユネスコグローバルジオパーク推進 事業費	観光政策課	12,100
07	日本平山頂シンボル施設管理運営事業費	観光政策課	50,800
08	駿河湾フェリー利活用促進事業費	観光振興課	233,700
09	観光情報プラットフォーム運用事業費	観光政策課	65,000
10	3次元点群データ利活用促進事業費	観光政策課	30,000
11	しずおか元気旅推進事業費	観光振興課	316,500
12	観光地ワーケーション受入促進事業費助成	観光政策課	102,000
13	観光デジタル化推進事業費	観光政策課	87,000
14	歴史・文化資源を活用した広域連携事業費	観光振興課	100,500
15	宿泊施設感染防止対策強化事業費	観光政策課	55,000
16	地域資源を活かした観光促進事業費	観光振興課	30,000
17	ガストロノミー・ツーリズム推進事業費	観光政策課	40,000
18	中央日本四県観光交流促進事業費	観光振興課	90,000
19	浙江省誘客強化事業費	観光振興課	7,000
20	誘客推進事業費	観光振興課	55,000
21	誘客推進事業費助成	観光振興課	133,000
22	空港企画広報推進事業費	空港振興課	5,351
23	就航・海外交流促進事業費	空港振興課	761,200

監査対象期間 原則として令和4年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）

監査実施期間 令和5年6月8日から令和6年3月31日まで

（注）包括外部監査の結果は、県公報（令和6年3月29日）に掲載されています。

また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に掲載されています。

### 3 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区分	内容
指摘	次に掲げる事項に該当する事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 不経済な支出又は損害を生じている事項 5 その他、明らかに改善の必要があると認める事項
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から改善や検討の必要があると認める事項

令和5年度の監査結果においては、「指摘」とされた項目はありません。

また、「意見」とされた項目のうち主なものは以下のとおりです。

項目	内容
観光関連事業の特徴と事後検証について	<p>観光関連事業は、「世の中の動きに合わせて事業内容が変わりやすい」という特徴によって、比較的短期に事業が終了する一方、また別の新規事業が生まれることとなるが、先の見通しが難しい分、同じ業務を毎年度繰り返し実施する事業に比べて、手続のミスや漏れなどが生じやすい環境にあると言える。</p> <p>今回の監査においても、補助金交付事業に関して、補助金の変更交付承認申請手続の漏れや実績報告書の提出遅延が生じたケース(しずおか元気旅推進事業費)や、概算払の承認額が結果的には過大になってしまったケース(中央日本四県観光交流促進事業費、誘客推進事業費助成)が検出されている。これらの検出事項は、それぞれの事業において意見を付しているが、いずれも発生の経緯や再発防止に関する事後検証を十分に行い、それを明確に記録に残して課内で共有することで、今後の事業管理の精度を高めていくような対応を求めたい。</p>
事業固有の果・活動指標の設定について	<p>観光関連事業は、先の見通しが難しく、どのような成果が出るのか読みにくい中で事業を進めなければならない分、事業の事後検証が次の事業の管理精度を高めるための重要な手続になる。</p> <p>事業の事後検証には、まず事業を評価するための目標値を明確に設定することが基本となるが、新ビジョンや観光基本計画の成果指標や活動指標は個々の事業評価には直接的に使えないものが多い。主な事業内容が補助金交付や委託契約となる事業においては、可能な限りあらかじめ、事業全体の成果を測るための共通の指標を設定し、事業者にもその指標についての目標や実績の提示を求めるといった取組の検討を提案する。</p>

項目	内 容
補助金交付事業の消費税等の確認手続について	<p data-bbox="480 259 1366 483">今回の監査で、所管課の手続に誤りが検出されたわけではないが、会計支援課が、独立した研修メニューを用意しているという点からも、補助金事業における消費税等仕入控除税額の返還のスキームが複雑で分かりにくく、消費税等の仕入控除税額の返還漏れが見落とされる潜在的なリスクが認識されている。</p> <p data-bbox="480 499 1366 723">全庁的なリスクの軽減を図るためには、会計支援課の研修資料等において、実際の補助金交付事業で事業担当者が判断に迷いそうな点や間違いを起こしやすい点を説明することが望ましい。例えば、公益法人に関する取扱いの説明を加えるなど、研修資料等の見直しを検討されたい。</p>

#### 4 年度別の実施状況

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
契約の締結	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
契約の金額	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	杉原賢一	同左	村松淳旨	同左	同左	原田俊輔	同左	同左	加山 秀剛	同左
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	静岡市	同左	藤枝市	同左	同左	浜松市	同左	同左	焼津市	同左
テーマ	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務に関する事務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	教育の振興に関する施策の財務事務の執行について	文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について	産業振興に関する施策の財務事務の執行について	観光に関する施策の財務事務の執行について
補助者(人数)	5人	5人	6人	7人	8人	6人	6人	6人	5人	5人
公認会計士	5人	5人	6人	7人	8人	5人	5人	5人	4人	4人
弁護士	—	—	—	—	—	1人	1人	1人	1人	1人
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22	R2.3.19	R3.3.19	R4.3.23	R5.3.23	R6.3.18
結果の公表(公告日)	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29	R2.3.31	R3.3.31	R4.4.1	R5.3.31	R6.3.29
措置の公表(公告日)	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元.9.27	R2.10.6	R4.1.28	R4.10.18	R5.10.20	R6.10.1